

嘉手納町融資利用事業者支援給付金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、沖縄県等が実施する融資制度を活用した中小企業者に対し、事業の継続を支えるため、事業全般に広く使える融資利用事業者支援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の代表者であること。
 - (2) 令和2年8月1日時点で嘉手納町内に事務所又は事業所を有し、かつ、今後も事業を継続していく意思があること。
- 2 前項に規定する者のほか、嘉手納町外に事務所又は事業所を有する中小企業者のうち、個人事業主については、その代表者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく嘉手納町の住民基本台帳に記録されている場合は、対象者とすることができる。
- 3 特定の企業、団体又は組織等に専従しない独立した形態で事業者本人が技術や技能を提供することで成り立つ事業を営んでいる者等について、町長が認める場合においては、前2項の規定を準用し、対象者とするすることができる。

(不支給の要件)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、給付金を支給しない。

- (1) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者
- (2) 宗教上の組織又は団体
- (3) 政治団体
- (4) 前各号に掲げる者のほか、第1条の趣旨に照らして適当でないと町長が認める

もの

(対象の融資制度)

第4条 給付金の対象となる融資制度は、令和2年2月1日以後に融資を受けた別表に掲げる融資制度（以下「対象融資制度」という。）とする。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、支給対象者1人につき、対象融資制度により実際に融資を受けた額の100分の1又は20万円のいずれか低い額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 対象融資制度のうち、実際に融資を受けた融資制度が複数ある場合は、当該融資を受けた額の合計額により、前項の規定に基づき給付金の額を算出する。
- 3 対象融資制度以外の融資制度の借換え額を含み、対象融資制度による融資が実行されている場合は、当該融資を受けた額から借換え額を控除した額により、第1項の規定に基づき給付金の額を算出する。

(申請受付開始日及び申請期限)

第6条 給付金に係る申請受付開始日は、令和2年9月1日とする。

- 2 給付金の申請期限は、令和3年2月26日とする。

(申請の方法)

第7条 給付金の支給を受けようとする者は、嘉手納町融資利用事業者支援給付金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象融資制度の融資（以下「対象融資」という。）の決定が分かる書類の写し
- (2) 対象融資が入金された預金通帳の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人及び融資額が記帳されたページの写し
- (3) 事業所の所在地が確認できる書類の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(支給の決定等)

第8条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、給付金の支給の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定において、給付金の支給を決定したときは当該申請者に対し給付金を支給するものとし、口座振替払により給付金を支給するときは支給決定の通知を省略するものとする。

3 町長は、第1項の規定において、給付金の不支給を決定したときは、嘉手納町融資利用事業者支援給付金不支給決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

4 町長は、給付金の支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第9条 給付金の支給を受けた者（以下「受給者」という。）は、偽りその他不正の手段により給付金を受給した場合は、当該給付金を返還しなければならない。

2 町長は、受給者が前項に該当する場合において、当該受給者から返還がないときは、通知書等により当該受給者に返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第10条 支給対象者は、給付金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第11条 この規則の実施のために必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

沖縄県が実施する融資制度	新型コロナウイルス感染症対応資金
	中小企業セーフティネット資金（ただし、融資対象4、5（セーフティネット保証4号のみ）及び6に該当するもの。）
沖縄振興開発金融公庫が実施する融資制度	新型コロナウイルス感染症特別貸付
	小規模事業者経営改善資金
	沖縄雇用・経営基盤強化資金
	生活衛生関係営業経営改善資金
	新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付
	経営環境変化対応資金
	農林漁業セーフティネット資金
	新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付
商工組合中央金庫が実施する融資制度	新型コロナウイルス感染症特別貸付
その他の融資制度	町長が認めるもの

嘉手納町融資利用事業者支援給付金交付申請書

嘉手納町融資利用事業者支援給付金を受給したいので、下記のとおり申請します。給付金は、下記口座へ振り込んでください。

なお、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、また、上記の暴力団員が経営に事実上参画していないことを誓います。

今後も事業を継続していく意思があること、本申請の内容に虚偽がないことを誓います。虚偽が判明した場合は、給付金の返還等に応じます。

年		月		日	申請事業者
					事業所所在地
					会社名・屋号
嘉手納町長 殿					代表者職氏名 印
					電話番号

1 対象融資の内容、給付金算定額及び給付金請求額

対象融資名		
融資額 (A)	円	複数の融資を受けている場合は合算額
借換え額 (B)	円	対象融資制度以外の融資制度からの借換え額
給付対象融資額	円	(A) - (B)
給付金算定額	円	給付対象融資額の1% (×0.01)
給付金請求額	円	1,000円未満切捨て 給付算定額が20万円以上の場合、20万円

2 振込先口座（対象融資が実行された口座を記載）

口座情報	支払方法	口座振替	預金種別	1：普通預金 2：当座預金
	金融機関名	銀行・農協・信金・労金・その他 支店		
	店番		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

※口座名義人は事業者本人の口座に限ります。（法人の場合は当該法人の口座）

嘉手納町使用欄				
課長	係長	係	係	
受付 No. _____	決裁日	年	月	日

嘉手納町融資利用事業者支援給付金不支給決定通知書

様

嘉手納町長

年 月 日付けで申請のあった給付金の申請については、下記のとおり決定いたしましたので嘉手納町融資利用事業者支援給付金交付規則第8条第3項の規定により通知します。

記

嘉手納町融資利用事業者支援給付金を不支給とする。

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、嘉手納町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、嘉手納町を被告として（訴訟において嘉手納町を代表する者は、嘉手納町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。